

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和2年2月17日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和2年2月17日（月） 午前 9時58分 開会
午前10時55分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	福住礼子	副委員長	弘 豊	委員	森西 正
委員	檜村一臣	委員	香川良平	委員	光好博幸
議長	村上英明	副議長	増永和起		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 井口久和

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也
同局総括参与 藤井智哉 同局主幹兼総括主査 香山叔彦
同局書記 速水知沙 同局書記 織田裕太

1. 案件

- ・令和2年第1回定例会審議日程及び議事日程について
- ・委員会条例の一部改正について

(午前9時58分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず理事者から挨拶を受けることといたします。

奥村副市長、お願いいたします。

○奥村副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

来る2月20日から開催されます令和2年第1回摂津市議会定例会におきまして、報告案件1件、予算案件13件、人事案件3件、条例案件15件、その他案件2件、計34件の議案提出を予定いたしております。それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○福住礼子委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名いたします。

それでは、第1回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

井口総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。それでは、令和2年第1回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたもので、歳末の警戒巡回中に起こしました車両損傷事故に係る損害賠償でございます。

事故の発生状況につきましては、令和元年12月28日土曜日、午後10時40分ごろ、摂津市千里丘四丁目6番地先において、警戒巡回中の消防団ポンプ車が対向車とのすれ違いのため後退した際、ポンプ車後方で停車していた二輪車両に接触し、当

該二輪車両の一部を損傷させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。また、損害賠償の額は6万円で全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

なお、令和2年1月16日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第1号から第8号までは、各会計の令和2年度当初予算でございます。

まず、議案第1号、令和2年度摂津市一般会計予算でございます。令和2年度当初予算額は372億2,400万円で、令和元年度当初予算額348億2,700万円と比べ、23億9,700万円、6.9%の増となっております。

次に、議案第2号、令和2年度摂津市水道事業会計予算でございます。

収益的収入は22億2,907万8,000円で、前年度に比べ6,887万4,000円、3.2%の増となっております。収益的支出は19億8,833万4,000円で、前年度に比べ2,342万2,000円、1.2%の減となっております。

資本的収入は8億5,576万5,000円で、前年度に比べ2億8,446万5,000円、49.8%の増となっております。資本的支出は16億3,633万5,000円で、前年度に比べ5億3,954万9,000円、49.2%の増となっております。

その結果、収入合計は30億8,484万3,000円で、前年度に比べ3億5,333万9,000円、12.9%の増となっております。支出合計は36億2,4

66万9,000円で、前年度に比べ5億1,612万7,000円、16.6%の増となっております。

次に、議案第3号、令和2年度摂津市下水道事業会計予算でございます。

収益的収入は37億6,780万3,000円で、前年度に比べ1,382万8,000円、0.4%の増となっております。収益的支出は35億8,067万4,000円で、前年度に比べ1億1,973万4,000円、3.2%の減となっております。

資本的収入は37億2,479万7,000円で、前年度に比べ5億3,314万9,000円、12.5%の減となっております。資本的支出は50億1,409万6,000円で、前年度に比べ4億4,817万7,000円、8.2%の減となっております。

その結果、収入合計は74億9,260万円で、前年度に比べ5億1,932万1,000円、6.5%の減となっております。支出合計は85億9,477万円で、前年度に比べ5億6,791万1,000円、6.2%の減となっております。

次に、議案第4号、令和2年度摂津市国民健康保険特別会計予算でございます。

当初予算額は98億6,835万1,000円、前年度に比べ8,462万9,000円、0.9%の減となっております。

次に、議案第5号、令和2年度摂津市財産区財産特別会計予算でございます。当初予算額は13億5,408万3,000円、前年度に比べ2,638万6,000円、2.0%の増となっております。

次に、議案第6号、令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算でございます。当初予算額は1,871万9,000円で、前年度に比べ759万8,

000円、68.3%の増となっております。

次に、議案第7号、令和2年度摂津市介護保険特別会計予算でございます。当初予算額は71億7,803万6,000円で、前年度に比べ4億1,914万円、6.2%の増となっております。

次に、議案第8号、令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。当初予算額は12億2,839万6,000円で、前年度に比べ8,874万5,000円、7.8%の増となっております。

続きまして、議案第9号から議案第13号までは、令和元年度の各会計の補正予算となっております。年度末を控え、決算を見込みながら不用額を整理するほか、一部増額補正を行う等、予算の調整を図っております。

まず、議案第9号、令和元年度摂津市一般会計補正予算（第4号）でございます。

現計予算額362億6,669万6,000円に3億9,361万4,000円を追加し、補正後予算額を366億6,031万円とするものでございます。

繰越明許費では、市立みきの路運営事業など8事業について、令和2年度に繰り越すものでございます。

地方債の補正では、未就学児移動経路対策事業など6事業を追加するほか、第二分団屯所建設事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第10号、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的収入では、現計予算額21億6,043万9,000円から968万5,000円を減額し、補正後予算額を21億5,075万4,000円、収益的支出では、

現計予算額19億9,954万9,000円から605万9,000円を減額し、補正後予算額を19億9,349万円、資本的収入では、現計予算額5億7,130万円から2億230万円を減額し、補正後予算額を3億6,900万円、資本的支出では、現計予算額10億9,688万5,000円から2億5,930万円を減額し、補正後予算額を8億3,758万5,000円とするものでございます。

次に、議案第11号、令和元年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入では、現計予算額37億5,397万5,000円から1,130万9,000円を減額し、補正後予算額を37億4,266万6,000円、収益的支出では、現計予算額37億461万7,000円から3,114万6,000円を減額し、補正後予算額を36億7,347万1,000円、資本的収入では、現計予算額42億5,794万6,000円から1億1,308万円を減額し、補正後予算額を41億4,486万6,000円、資本的支出では、現計予算額54億6,232万9,000円から1億4,091万3,000円を減額し、補正後予算額を53億2,141万6,000円とするものでございます。

次に、議案第12号、令和元年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現計予算額99億5,296万円に2,303万4,000円を追加し、補正後予算額を99億7,599万4,000円とするものでございます。

次に、議案第13号、令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、現計予算額68億4,903

万9,000円から1億8,472万9,000円を減額し、補正後予算額を66億6,431万円とするものでございます。

次に、議案第14号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきましては、教育委員会委員の山手知栄子氏の任期満了に伴い、新たに坂井知子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第15号、固定資産評価員の選任について同意を求める件につきましては、固定資産評価員の西村勝彦氏の辞任に伴い、新たに中西利之氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第16号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきましては、固定資産評価審査委員会委員の玉井敬浩氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号、市道路線認定の件につきましては、千里丘92号線など6路線、総延長912.2メートルを市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第18号、市道路線廃止の件につきましては、千里丘44号線、延長1,141.2メートルを廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号、摂津市立認定こども園条例制定の件につきましては、市立保

育所とせつつ幼稚園を除く市立幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園とするため、摂津市立保育所条例の全部を改正するものでございます。

主な内容といたしまして、市は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、その保護者に対する子育ての支援を行うため、認定こども園として3施設を設置するものとし、その名称は、「市立べふこども園」、「市立とりかいこども園」、「市立子育て総合支援センター」とするものでございます。

また、認定こども園は、教育及び保育のほか、子育て支援事業、延長保育、預かり保育、一時預かり事業などの事業を行うこととするものでございます。そのほか、認定こども園の開園時間、休園日、入園資格等に関する事項についても規定するものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。ただし、準備行為に関する規定は、公布の日といたしております。

次に、議案第20号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人の権利の制限が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案第21号、摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、市の地域防災計画の改訂に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、同計画の内容に合わせ、災害対策本部に部を置くことができる旨の規定を追加するとともに、

災害対策基本法に規定されている内容に合わせ、条文の整備を行うものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案第22号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、附属機関として、地球温暖化対策地域計画策定委員会を設置するとともに、同委員会の委員報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年5月1日といたしております。

次に、議案第23号、摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、地方自治法の改正に伴い、同法の引用箇所の改正及びその他字句等の整備を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第24号、摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、同法の引用箇所の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案第25号、職員等のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、会計年度

任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることにするものでございます。

また、給料を支給される職員、フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償に係る補償基礎額については、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例により、実施期間、任命権者が市長と協議して定める額とするものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第26号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、会計年度任用職員の給料月額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、会計年度任用職員に適用する給料表の1号級から79号級までの給料月額を引き上げるものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第27号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、臨時的任用職員に昇給制度を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第28号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査及び容器再検査の手数料を定めるものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第29号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、市営住宅への入居の際の保証人を不要とするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第30号、摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、健康増進法の改正に伴い、同法の引用箇所の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第31号、摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、市外の者も葬儀会館を使用することができるよう利用者枠の拡大を図るとともに、市外の者に係る使用料の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、葬儀会館の使用者の範囲を本市住民等に限定する規定を削除するものでございます。また、市外の者に係る使用料について、式場及び控室の使用料の額を22万5,000円、葬儀のみの場合は18万円、安置室の使用料の額を24時間以内ごとに4,500円、祭壇の使用料の額を7万5,000円とするものでございます。

なお、施行日は、令和2年7月1日といたしております。

次に、議案第32号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、国民健康保険の保険料率、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額等

を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、基礎賦課額の保険料率について、所得割を7.8%から7.89%に、被保険者均等割を2万6,464円から2万8,607円に、世帯別平等割を2万8,350円から3万2,58円にそれぞれ引き上げるものでございます。

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率につきましては、被保険者均等割を9,249円から9,358円に引き上げ、世帯別平等割を9,898円から9,875円に引き下げるものでございます。

介護納付金賦課額の保険料率につきましては、所得割を2.58%から2.66%に、被保険者均等割を1万9,134円から1万9,729円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるほか、低所得者に対する基礎賦課額の減額に関する規定につきましても、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

最後に、議案第33号、摂津市立幼稚園条例を廃止する条例制定の件につきましては、せつつ幼稚園を認定こども園として民営化するため、廃止するものでございます。

なお、施行日は、令和4年4月1日といたしております。

以上、令和2年第1回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○福住礼子委員長 議会運営委員会を再開いたします。

それでは、第1回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いいたします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第1回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は、2月20日から3月27日までの37日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月20日は、令和2年度市政運営の基本方針と付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。2月26日の正午が代表質問の届け出締め切りでございます。3月6日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、9日にかけての2日間が代表質問でございます。11日が文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会、12日が総務建設常任委員会と常任委員会の予備日、13日午後、16日、17日及び18日午後が常任委員会の予備日、19日が駅前等再開発特別委員会でございます。また、18日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。25日が議会運営委員会、27日は本会議で、一般質問に続き休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。また、こ

の日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、2月20日につきましては、日程1、会期の決定でございます。日程2は、令和2年度市政運営の基本方針でございます。日程3は、議選第1号、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙で、指名推選で当選人を決定いたします。日程4は、議案第14号、教育委員会委員の任命についての同意、議案第15号、固定資産評価員の選任についての同意及び議案第16号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。日程5は、議案第1号、令和2年度摂津市一般会計予算など付託案件の28件で、一括して提案説明を受けていただきます。なお、質疑は後日となります。日程6、議案第17号、市道路線認定の件で即決でございます。日程7は、議案第18号、市道路線廃止の件で即決でございます。日程8は、報告第1号で報告を受けていただきます。日程9は、議会運営委員会の所管事項に関する事務調査報告の件で、議会運営委員長から閉会中の事務調査につきまして本会議で報告いただくものでございます。

3月6日は、日程1が議案第1号、令和2年度摂津市一般会計予算など付託案件の28件で質疑の後、所管の委員会へ付託となります。日程2が代表質問でございます。

次のページ、3月9日も代表質問でございます。

最終日、27日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など委員会付託案件の28件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審議いただく案件でございます。

次の所管別分割表につきましては、議案第1号、令和2年度一般会計予算及び議案第9号、令和元年度一般会計補正予算(第4号)について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○福住礼子委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

説明事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 写真撮影についてご説明させていただきます。

2月20日の、市長の令和2年度市政運営の基本方針に関する説明の際に、例年どおり写真撮影を行いたいとの申し出があります。また、3月6日、9日の代表質問時には、議会だより第218号に質問されている様子の写真を掲載できるように、印刷委託先のカメラマンによって撮影を行いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○福住礼子委員長 次に、委員会条例の改正についてですが、本件は事務局からの説明を受けた後、会派に持ち帰っていただき、3月25日の議会運営委員会で協議をしたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

牛渡事務局長。

○牛渡事務局長 お手元の資料の参考にありますとおり、本年4月1日からの機構改革で、市行政の部の統合及び名称変更が行われることに伴い、常任委員会の所管を規定している摂津市議会委員会条例の一部改正が必要となります。

資料2枚目の新旧対照表のとおり、摂津市議会委員会条例は、第2条第2項で常任委員会の名称、委員の定数及び所管を規定していますが、機構改革に伴い、民生常任委員会において市民生活部及び環境部が統合され、生活環境部が新設されることにより、条文の文言を改めるのが今回の改正でございます。

資料1枚目の摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例案に記載のとおり、施行期日は市の機構改革に合わせ、令和2年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 それでは、本件については会派へ持ち帰っていただき、3月25日の本委員会で協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議会活動等検討委員会より申し送りされております議会活動等における課題事項につきまして、本委員会での今後の進め方を委員長案としてお示しをさせていただきますので、ご意見等がありましたら、後ほどお受けしたいと思います。

お配りさせていただいている、議会活動等における課題事項の検討工程表をごらんください。

この22項目の議題事項のうち、議員間討議、通年議会及び議会説明会・報告会の3項については、去る1月28日から29日の2日間で、愛知県尾張旭市及び豊明市へ行政視察を実施し、各市の取り組み内容や課題等についてお聞きさせていただきました。

ここで、先日視察に行っていた委員の皆様からの感想をお聞きしたいと思います。あくまでも感想で結構でございますので、簡単に一言ずつ述べていただきましたら今後の参考になると思いますので、よろしく願いいたします。

自由に発言いただいて結構ですけれども、どなたかいらっしゃいませんか。

お手元に復命書等もお渡ししてありますので、参考にさせていただいたら結構かと思えます。

では、森西委員、よろしくお願いいたします。

○森西正委員 議会説明会・報告会と通年議会と議員間討議ですかね、行かせてもらった中で、まずは議会説明会・報告会は、両市を見てますと、年に一度しか開催されていないと。複数回開催すると、やはりそこは資料作成という部分が大変で、複数回開催するのはなかなか難しいということであったというふうに思うんです。

議会基本条例の中で、報告会をして市民に対して報告をしなければならないという部分があるから、それに基づいて報告会を開かなあかんというふうには受け取れたんですけども、報告会はなかなか厳しくても、意見交換会というのは、例えば常任委員会で開催というのは、その点は可能

なのかなと私は思ったんです。市民のほうから要望というか、こちらのほうで別に資料をつくらなくて、市民、もしくは各種団体のほうで資料をつくられて、それに対して委員会として意見を聞くということでは可能であったのかなと、私自身は、議会説明会・報告会に関しては、そういうふうな認識をさせていただきました。

議員間討議ですけれども、本市では、この議会運営委員会の中で意見書を提出する際に、それは委員の中で質疑をしたりとかというふうな部分で、それ自身が議員間討議なのかなというふうには感じていまして、例えば本会議の中で、議員提案でもって、例えば今までですと、定数削減等というふうなことで他の議員に質問をするということも、そこも議員間討議の一つではあったのかなと。

ただ、それが議員間討議だという定義というか、そういうふうな文言がないから議員間討議というのではなくて、実際に議員間討議ということ自身はなされてたのかなというふうに、私は視察に行った中で感じました。

それともう一点は通年議会で、視察の中では1年間を通しての通年議会をする場合には、定例会とそんなに変わりはないというふうなことであったと思うんです。

通年議会というのは、やっぱり緊急で定例会を開催できるというふうなことでありましたが、それも例月で我々の知る定例会と同じ月にやっていて、緊急で今まで定例会をすることって、視察の中ではエアコンをとということで、それは恐らく学校が夏休みの間に工事をするために、議会を開催して承認を得なければならないというところであったんで、例えばそういうふうなところは、工夫すれば定例会での審

議が可能であったりとか、臨時議会の開催が可能であったら、通年議会でなくても別に問題はないのかなと私自身は視察の中で感じました。

以上です。

○福住礼子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

では、光好委員。

○光好博幸委員 ざっくり言います。私、初めて議会運営委員会として視察に行かせてもらいましたが、最初に思ったのは、やっぱり先方さんが本音トークといいですか、本当に進める上での課題であったり、苦労している点等々をいろいろ聞かせていただいたという意味では、非常に有意義な視察であったんじゃないかなというふうに思います。

一つ一つの項目についての意見ということは、また改めて言わせていただくとしまして、やはり私が思ったのは、この3項目ですね、議員間討議、あるいは通年議会、あと議会説明会・報告会において、やっぱり我々摂津市議会として導入する目的であったり、あるいは必要性ですね、やっぱりそういったところをまず吟味した上で慎重に判断せなあかんのかなというふうに思った次第です。

というのも、両市ともに必ずしも全てきれいにうまくいっているかというところ、いろんな課題がありながら、あるいは、先ほど森西委員からも話があったと思いますが、いろんな準備があったりとかあるんですけど、準備に対してのアウトプットであったりとか、目的に対してのアウトプットというか、そういったところも含めてしっかりと優先順位を本市としてつけた上で、しっかりと議会運営委員会で詰めていか

なあかんというふうに改めて思った次第でございまして、一つ一つの思いとか、そういったことについてはまた改めて別途お話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 ありがとうございます。

次に。

では、榎村委員。

○榎村一臣委員 私のほうも、まず議員間討議のことについては、尾張旭市、豊明市で、すごく正直な形で言われていたように思っています、議員間討議をやらなあかん、結果を出さなあかんことで、あと選挙もあったことも含めて、ちょっと早くしなあかんということの印象がすごくあって、ところどころで現在でも試行錯誤しているというふうなことがあったので、まだまだ課題とかがあって、摂津市議会ですら当たっても、しっかりと議論のほうを進めていかないといけないのかなという感じでした。

議会説明会・報告会と意見交換会の話は、先ほど森西委員のほうからもありましたように、両市、特に豊明市のほうなんかは、一応1回以上というふうに定められているからということなんですけど、2回、3回とやっていくのがちょっと難しそうな印象がありまして、尾張旭市のほうは意見交換会もやられていてということなんですけど、豊明市のほうについても、ちょっと意見交換会を入れていくことで、やっぱり両市ともに思ったのは、報告会というふうなことで報告を受けるというより、両市ともに意見交換をする、話し合うというふうなところが、市民目線からいうと、そっこのほうの気持ちがちよっと強かったのかなという印象です。

あと、通年議会についてなんですけれども、いいか悪いかは別として、豊明市のほうから、議員が心構えを持つというふうなところでは、市民にとってはメリットがあるけれども、議会にとってはちょっとメリットは薄いんじゃないかというふうなところの印象がすごく強く残っています。

あと、緊急議会を開くというふうなことになれば、やっぱり予定とか立てられている問題とかというふうなこともあるので、そういった形になっても対応できる、議員側の覚悟とかも必要なのかなと思いました。

○福住礼子委員長 ありがとうございます。

次、いらっしゃいますか。

香川委員。

○香川良平委員 視察の感想でございしますが、議会説明会・報告会ですね。両市ともお話を聞いて思ったのは、そもそも議会説明会・報告会というものは、議員おののがするものなのかなと思い、果たして議会全体でするものなのかと疑問に思いました。

それから、通年議会と議員間討議については、先ほど森西議員からあったのと同じように思っています。

○福住礼子委員長 ありがとうございます。

弘副委員長。

○弘豊委員 最初に、ちょっと私の不注意で年末にけがをして、松葉づえをつきながらの参加ということだったんですけれども、委員の皆さんと事務局の皆さんには大変配慮をさせていただいて、ありがとうございました。

視察の感想というふうなことでけれども、皆さんと大体同じような意見であり

ます。

議会説明会・報告会をやっておられる両市ともに随分と力を入れて取り組まれており、年に1回開くのにも労力が必要なんだなというふうなことも思いましたし、会派としての懇談会もやっておられるというふうなことを豊明市では言われていて、それもあしながら議会全体としてもやってみたいなことだったので、本当に偉いなと感じました。

議会改革に取り組まれているというふうなことだと思うんですけども、その出発点というのを赤裸々に話されたのもよかったかなというふうな感じを受けました。

そして摂津市の中でどう生かしていくのかというふうなところですけど、議会運営委員会の中でしっかりと積み重ねていけたらなというふうに思うんですけども、やっぱり目標年度というか、議員の任期が4年というような中では、来年の秋にまた改選というふうなことの中で、それまでにやらなければならないこと、それ以降に持ち越してしまったら次の任期になるわけで、それでいいのかなというふうなことなんか、これも豊明市でしたけれども、随分と早いピッチで議会のあり方検討会みたいなことで議論を積み重ねて、あれもこれも、ある意味やり過ぎなところもあるのかなと思ったり、そういったことなんか印象的だったなというふうに思いました。

尾張旭市で議員間討議の話聞かせてもらいましたけれども、ある意味あのやり方でいくと、討論を議員間討議に置きかえているだけなのかなというふうな印象があって、もっとやっぱり突っ込んだ討議を、やるんだったらやったほうがいいと思

ます。

以前に、山陽小野田市のほうで視察したみたいなことを当時の議会運営委員のほうから報告を受けましたけれども、それとの違いなんかも含めて、やり方については議論を深めていったらいいのかなというふうに思いました。

○福住礼子委員長 私も、皆様の意見とそれぞれ似ているところがあるんですけど、やはりそれぞれを運営するというのを考えると、なかなか日程調整であったりとか、開催も制限されてしまっているというのが実態なのかなというのが、2市に聞いて感じた次第です。

ただ、やっぱり開かれた議会、市民に対して、議会はこういうふうに取り組んでいるんだ、また、皆様の意見もこういうふうにお聞きしますよという場をつくるっていうことは、やはり必要なのかなというところも印象に残っているので、今後、この議会説明会・報告会にせよ、通年議会を開催するにせよ、また説明会という形にするにせよ、さまざま準備が必要なところについては、摂津市ではどのぐらいできるのかなというのを感じて帰ってまいりました。

今後は、しっかりとまた会派等でもご議論いただければなと思っております。

皆様のお手元に配らせていただいているこの表の中に記載をされておりますけれども、議員間討議及び通年議会につきましては、議会運営委員会で協議とされており、令和2年1月から協議を進めていくことになっておりますので、今後、行政視察の内容をもとに協議をしていきたいと考えております。

一方で、議会説明会・報告会については、検討予定の時期が令和3年10月以降と

なっているととも、議会運営委員会で協議することにはなっておりませんが、このたびの行政視察において、議会改革の一環として取り組み内容等をお聞きすることができましたため、議会説明会・報告会を含めたこの3項目の課題事項を優先的に今後の本委員会で協議をしていきたいと考えております。

つきましては、この3項目の課題事項について優先順位をつけて協議していくため、各会派へ持ち帰っていただき、次回の本委員会で優先順位を決めていきたいと考えておりますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

増永副議長。

○増永和起副議長 今、委員長がおっしゃったように進めるのがいいと思っているんですけど、今皆さんのお手元にある資料は、議会活動等検討委員会のほうに出された資料なんです。その議会活動等検討委員会の議事録を見まして、どんなふうな話し合いになってるかなと見たんですけど、その中では、議会活動等検討委員会の委員長団として、これは提出されているわけですけども、必ずしもその議会活動等検討委員会の中での議論のペースについては一致した形として決められたものではなかったというふうに思いますので、そのペースに縛られずに考えていったらいいのかなというふうに思います。

○福住礼子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前10時55分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福住礼子

議会運営委員 光好博幸